

「第9期長野県高齢者プラン」(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

1 募集方法等

県ホームページなどを通じて、令和6年1月11日(木)から2月10日(土)までの30日間、パブリックコメント(県民意見公募手続)を実施しました。

2 提出のあった意見・提言数 16件

3 意見の内容と県の考え方※記載のページは、パブリックコメント実施時の計画案のページです。

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
1	19	第1編第2章第2節	<p>これまでの「主観的な評価」から地域のニーズや課題に対して、何を目的に実施するのか、という最終アウトカムが見える化した4階層のロジックモデルで目標と指標を整理するなど、長野県高齢者プランにおいて「ロジックモデル」を設定した試みは大いに評価できます。</p> <p>ロジックモデルは、地域の状況把握や関係者との目標の共有に適した手法であります。しかし、介護保険事業は市町村が運営しており、このような試みを市町村に対して周知啓発していくことが必要であると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、ロジックモデルの活用によって、市町村を含めた関係者との目標の共有を行い、そのうえでの施策の推進が必要であると考えています。</p> <p>第9期計画の推進にあたり、計画や県施策についての情報発信を強化し、県民・関係者とともに施策を推進できるよう、取組んでまいります。</p>
2	48	第2編第3章第1節	<p>日本総合研究所「令和元年度 老人保健 健康増進等事業 地域ケア会議に関する総合的なあり方検討のための調査研究事業報告書」では、「地域ケア個別会議で検討した事例から抽出・整理した地域課題をもとにした政策形成」に特に取り組んでいない市町村は30%近くになっています。</p> <p>また、同報告書 P26 において、「個別会議の振り返り・評価の取組み」として、『地域ケア個別会議の実施が地域課題の発見につながっているかどうかを確認している』とした割合は26.7%。『地域ケア会議で検討した個別課題の解決件数を把握している』は18.1%と低い状況になっています。</p> <p>更には市町村規模の差も明らかになっています。</p> <p>この結果から、地域ケア会議は、個々の課題の解決に留まり、地域課題の把握や解決までできていない状況です。</p> <p>素案では、地域ケア会議の機能向上、専門職派遣を施策の方向と位置付けていますが、地域課題発見機能の充実・強化が必要と考えます。</p> <p>あわせて地域ケア会議で専門的なアドバイスができる専門職の育成とありますが、専門職の具体的な記載がありません。地域づくりに関しては、社会福祉士も重要な役割を担うことから、養成に関して、社会福祉士も含めていただくよう要望します。</p>	<p>地域医療介護総合確保基金を活用し、地域ケア会議で専門的な知見からご意見をいただきリハビリテーション専門職の育成を想定しておりますが、社会福祉士など多様な専門職が地域ケア会議に参画し、地域課題発見機能の充実・強化に向けた地域ケア会議が展開されるよう、市町村支援に取り組んでまいります。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
3	49	第2編第3章第3節	<p>県内ではバス路線の廃止や減便、タクシーの減少などにより、高齢者のみならず移動に関する課題が表面化しています。</p> <p>こうした中で、地域における支え合いによる移動支援の仕組みづくりは重要ですが、住民の支え合い活動は、あくまで自主的かつ主体的な取り組みであり、公共交通機関など公的に担うべき部分を代わりに行うものではありません。</p> <p>どのような対象者をどのような手段で移送するのか、まずは県の交通部局を主体として、公共交通として担うべき範囲や役割、基盤を整備したうえで、介護保険制度にある通院等乗降介助、道路運送法の福祉有償運送などによる移送の在り方や導入、拡充に関する議論を行いつつ、地域住民の自主的かつ主体的な取り組みとして、登録・許可を要しない移送などの導入に向けた支え合い活動の仕組みづくりを推進するよう計画への位置づけを要望します。</p>	<p>自家用車に頼ることのできない高齢者等が公共交通により円滑に移動できるよう、現在策定中の長野県地域公共交通計画において、全県統一で最低限保証すべき品質等を示す予定です。</p> <p>さらに、10 広域圏ごとに路線やダイヤ・便数の最適化に向けた検討を行い、移動の利便性を確保した実効性ある取組につなげてまいります。</p> <p>一方で、県内の公共交通は、利用者数の減少や人材不足等により、安定的なサービスの提供に多くの課題を抱えています。住民等の多様な担い手も含め地域の様々な資源を活用した移動手段の確保も重要と考えており、これらにより地域の移動需要にあわせた交通ネットワークの構築に努めてまいります。</p>
4	53	第2編第3章第5節	<p>「市町村等がヤングケアラー・ビジネスケアラーを含めた家族介護支援の効果的な取組を支援します。」 ⇒「ヤングケアラー・<u>若者ケアラー</u>・ビジネスケアラー」</p> <p>理由：ヤングケアラーはかつて厚労省で「18 未満のこども」と定義されていたこともあり（現在は年齢で区切っていない）、18 歳～30 歳が含まれていないという誤認識もあります。また、介護等のために進学、就職をあきらめてしまった若者もいるため、ビジネスケアラーにも該当しない「ミッシングワーカー」もいることを留意して頂きたいと考えます。</p>	<p>「ヤングケアラー」については、一般の国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」との整合を図る観点から、現行の記載とさせていただきますが、ご指摘の点には留意しつつ、施策を推進してまいります。</p>
5	53	第2編第3章第5節	<p>●「企業訪問等によりテレワーク、フレックスタイム等の多様な働き方制度の導入を促進し、仕事と介護が両立できる職場環境づくりを推進します。」 ⇒「制度の導入<u>および</u>活用を促進し」</p> <p>理由：制度があっても活用されていない例が散見されるため、文言の追加を提案いたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、記載いたします。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
6	53	第2編第3章第5節	<p>●「ヤングケアラーが直面する困難の大きさや支援のニーズは、ケアを必要とする家族の状態に応じて変動します。支援の必要度の小さなうちから早期発見、アセスメントを行い、困難度が大きくなるのを予防します。」</p> <p>⇒「ヤングケアラーが直面する困難の大きさや支援のニーズはとても多様です。ケアを必要とする家族の状態、ケアの内容、家族や親せき、ご近所との関係性、つながっている医療・福祉サービス等によりまったく異なってきます。」</p> <p>支援の必要度の小さなうちから早期発見、アセスメントを行い、困難度が大きくなるのを予防します。」</p> <p>理由：実際のところ、子ども若者が直接介護をしていなくても、家族の中に介護があることにより影響を受けているケースが多く、厚労省はそのようなケースも「ヤングケアラー等」とみなして支援が必要としているため提案いたします。</p>	<p>記載を追記するとともに、ご指摘を踏まえ、施策を推進してまいります。</p>
7			<p><u>ケアラー支援条例制定の検討</u></p> <p>理由：ケアラー支援についての基本理念を定めて、県の責務や関係機関の役割を明確にし、有効な支援施策を計画的に推進するための事が求められます。また、すべてのケアラーの人権が尊重され、健康で文化的な生活が営める社会の実現を目指すため条例の制定を提案いたします。</p> <p>*昨年度末までに20の自治体で定められています。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえつつ、ヤングケアラー等を含めた家族介護者の支援の観点から、第9期長野県高齢者プラン等に基づき、施策を推進してまいります。</p>
8	69	第2編第5章第5節	<p>若年性認知症の人の社会参加の機会を確保することは極めて重要な課題です。</p> <p>若年性認知症に関する正しい理解の促進を位置づけていますが、勤務している企業等で働き続けられるようにするための企業に対する理解の促進や協力の依頼などが必要でありながら、素案にその観点がありません。</p> <p>計画に「企業に対する理解の促進や協力の依頼」に関して盛り込むよう求めます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、計画の施策の方向性に記載を盛り込むこととしました。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
9	75	第1編第6章第2節	<p>『連帯保証人を立てることが困難な高齢者等が、民間賃貸住宅を含め住まいが安定的に確保できるようにするため、県社協の実施している「入居保証・生活支援事業」について、県の自立相談支援機関「まいさぼ」を通じて利用者の支援や関係機関への広報を行います。』について、</p> <p>県社会福祉協議会が実施している「入居保証・生活支援事業」については、いまだ不十分であり身寄りや親族の支援が得られない人たちが増えニーズが拡大している状況です。県の役割としては、その事業の広報にとどまらず更なる充実に向けた支援を求めます。</p>	<p>いただいたご意見を参考にしつつ、第9期長野県高齢者プラン及び第2期長野県地域福祉支援計画等に基づき、施策を推進してまいります。</p>
10	77	第1編第7章第1節	<p>『利用者が安心して暮らすことができるように・・・福祉避難所の指定を受けるなど、安全・安心に配慮した施設整備に対し支援する』について、この度の能登半島地震の教訓を生かし、より具体的な内容に踏み込み、県が主導し本計画に施設設備の内容に踏み込み、非常用自家発電設備及び給水設備など、具体的な内容を記載し計画的で実効性のある内容にすることを提案します。</p>	<p>当該施策の方向性に、ご指摘の「非常用自家発電設備及び給水設備」の整備については、記載させていただいており、この方向性に基づいて施策を推進してまいります。</p>
11	82	第2編第8章第1節	<p>養介護施設従事者等による虐待が増加傾向にある中で、施策の方向性の記載は「養介護施設」に留めています。</p> <p>高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等」を「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者と規定していることから、相談・通報窓口の周知、研修に関して、「養介護施設」を「養介護施設及び養介護事業」とすることを提案します。</p>	<p>養介護事業についても含むものとして養介護施設と記載してまいりましたが、定義の明確化と周知啓発の観点から、「養介護施設等」と記載したうえで、用語解説において、養介護事業を含むことを明記いたします。</p>
12	87	第2篇第9章第1節	<p>介護ロボット・ICTの導入・普及には、アドバイザーによる助言や人材確保だけでなく、介護事業所の「経営者・リーダー」の意思改革や新しい知識を学び直す（リスクリング）ことが必要です。人材確保・育成だけでなく、こうした視点からの内容を記載してください。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえた内容を追記いたします。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
13	87	第2篇第9章第1節	<p>介護現場における業務の見直しについて、身体介護等を伴う専門業務と、清掃や配膳など周辺業務とに仕分けをし、周辺業務については、元気高齢者等の人材採用を行い取り組んでいるが、現実には厳しく課題点があります。業務としてなされている介護業務は、入居者、利用者の生活全般を支え、一連の流れでサービスが提供される為、ここまでの専門業務職の仕事で、ここからが、周辺業務職の仕事と分ける事が現場の中では困難です。</p> <p>この問題を、解決するには、世の中の「介護の仕事」の考え方と、職員の意識改革に働きかける必要があると思います。</p> <p>皆の意識の中にある介護の仕事の担い方のイメージに働きかける、動画作成などを提案します。そして、元気高齢者の方へ、やりがい・生きがいが、ここにもあるとアピールできる職業動画であると良いのではと考えます。</p> <p>現状で、職員に周知を行っていても、昔ながらの考えや、固定概念にとらわれ、結果的に、せっかく採用できた人材も、失う結果となります。</p> <p>現在、専門業務を担っている職員も高齢化してきます。この方達が、もう少し年をとり、体力勝負の介護職は難しい時期が来たと感じ、離職を考える前に、業務を見直し、周辺業務を行うことも、大切な、「人を支える仕事」であると、誇りをもって働ける環境づくりへのアクションをしていかれるように望みます。</p> <p>介護業務は、入居者、利用者の生活全般を支え、一連の流れでサービスが提供される為、ここまでの専門業務職の仕事で、ここからが、周辺業務職の仕事と分ける事が現場の中では困難です。この課題を解決するには、「介護の仕事」の考え方と、職員の意識改革に働きかける取り組みを提案します。</p> <p>具体的には、意識の中にある介護の仕事の担い方のイメージに働きかける動画作成など、元気な高齢者の方へやりがい・生きがいがアピールできる職業動画であると良いと考えます。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、職場の環境改善に係る施策を推進してまいります。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の趣旨	県の考え方
	項	項目		
14	90	第2編第9章第2節	<p>介護人材の確保に生産性の向上、介護ロボットの導入などが推進されるべきと思いますが、国内（県内）だけで人材を確保するには無理があり、外国人材に頼るのは必須です。直接的、かつ経済的に支援する仕組みの創設を提案します。</p> <p>現在、長野県では外国人介護人材の確保に関する取り組みとして、外国人介護人材受入支援事業、外国人介護人材居住借上支援事業など受け入れ事業所への補助金がありますが、外国人介護人材本人に直接支援するものではありません。</p> <p>また、県内の各市町村では移住促進のための支援金が創設されています。外国人介護人材も長野県に移住しようとしています。</p> <p>彼らも長野県民として県内に居住し年金や税金を納めています。</p> <p>短くとも3年、5年、8年を念頭に長野県に居住し、在留資格介護を目指す者であれば永住も視野に入れていきます。</p> <p>彼らがより良い環境で就労（生活）することが、介護人材の定着になり高齢者介護サービスの質の担保に繋がります。</p>	<p>ご意見のとおり、外国人介護人材の確保は重要であると考えております。既存の事業を一層推進するとともに、より効果的な施策を検討し推進できるよう取り組んでまいります。</p>
15	90	第2編第9章第2節	<p>全産業で賃上げが進む中、介護の処遇改善は立ち遅れています。週休三日制は若い世代にあった働き方であり、24時間365日稼働する福祉業界に向いている制度なので、長野県として数値目標を設定するなどより積極的に進める内容を望みます。</p> <p>認証評価制度は人材育成・定着に有効な制度ですが、取得にはハードルがかなり高いと言えます。認証取得法人に対する優遇制度等創設など、介護事業者が取得に向けたモチベーションを高めるなどの長野県としての考え方を明示してください。</p>	<p>ご意見のとおり、週休三日制は福祉業界にも適したものであると考えております。現場の実情等を踏まえ、より効果的な施策を検討し推進できるよう取り組んでまいります</p> <p>また、認証評価制度についてはご意見も踏まえ検討してまいります。</p>
16	92	第2編第9章第3節	<p>介護人材の資質向上には、介護福祉士や社会福祉士の資格取得だけでなく、新しい技術や理論を学んだ若い世代が必要なので、その育成機関である大学・養成校の支援・連携を加え明示してください。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、介護福祉士養成施設に対して、学生の確保に資するオープンキャンパス開催等経費への支援を引き続き行うとともに、若い世代へ介護の魅力を発信するPR事業等を専門職能団体や養成施設の皆さんと連携しながら取り組んでまいります。</p>